

漁業者の
皆さまへ

「現役引退後の生活資金」 のことをお考えですか？

掛金は
全額所得
控除

小規模共済制度

- ☆ 年金だけでは不十分で、不安がある。
- ☆ 自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな...

「個人事業主」/「共同経営者」/「会社経営者」
のための
退職金制度

1

加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

☆ 例えは課税対象所得400万円の方なら、
毎月3万円の掛金でおよそ11万円の
節税。(詳しくは裏面を！)

(お問い合わせ先)

函館東商工会
0138-83-3221

2

65歳以上で15年以上掛金
を納付した方は働きながら
共済金を受け取れます。

☆ 「共同経営者」とは、漁業を共に営む奥様やご家族等をいう。

3

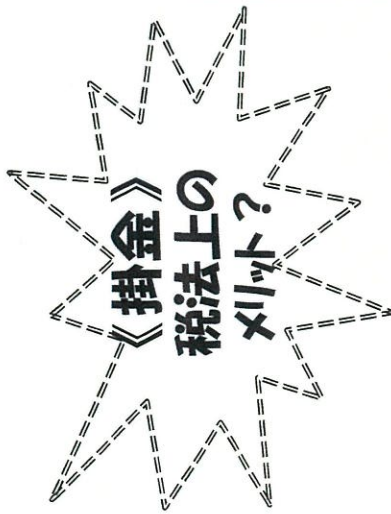
現役引退後の事業承継
がスムーズに行えます。



裏面もご
覧下さい

☆ 共済金は、一括受取りの場合は退職所得扱い、
分割受取りの場合は雑所得扱いになるなど、
「税法上優遇」されています。

● 共済制度の詳細い内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。



**小規模企業共済等掛金控除
(掛金が全額所得控除の対象)**

課税される 所得金額	加入前の総額(a) (所得税+住民税)	加入後の総額(b) (掛金月額3万円)	加入後の節税額 (a-b)
200万円	309,600円	252,700円	56,900円
400万円	785,300円	675,800円	109,500円
600万円	1,393,700円	1,284,200円	109,500円

注1. 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいう。

注2. 税額は、平成26年6月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算。住民税均等割については、5000円としている。

**「小規模企業共済」(掛金3万円)に
加入した場合に受け取れる共済金等の
「種類と金額」**

掛金納付 年数	掛金合計	共済金等の種類			解約手当金(*4)
		共済金A(*1)	共済金B(*2)	準共済金(*3)	
10年	3,600,000円	3,871,800円	3,782,400円	3,600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額が受け取れます。
15年	5,400,000円	6,033,000円	5,821,200円	5,400,000円	
20年	7,200,000円	8,359,200円	7,976,400円	7,258,500円	

- (*1) A共済金とは、◎個人事業の廃止、◎個人事業主の死亡、◎会社等の解散等。
- (*2) B共済金とは、◎老齢給付(65歳以上で15年間に掛金を納付した場合)。
- ◎会社等役員(65歳以上)の退任
- (*3) 準共済金とは、◎会社等役員の退任(疾病、負傷、65歳以上、死亡、解散を除く)。
- (*4) 解約手当金とは、任意解約等。

